

平成 27 年度第 2 回青森市防災会議 会議概要

1 開催日時 平成 28 年 2 月 24 日（水） 15：30～16：06

2 開催場所 青森市教育研修センター 5 階大研修室（青森市栄町 1 丁目 10 番）

3 出席者 【委員】
別添出席者名簿のとおり（36 人中 32 人出席（代理出席含む））
【事務局（総務部危機管理課）】
高西正彦（総務部参事・課長事務取扱兼危機管理監）、
木谷龍（副参事）、鈴木達也（主幹）、長内麻恵（主査）、
滝口貴史（主事）

4 会議

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 報告

以下、会議は、会長が議長を務め進行した。

【報告 1：青森市災害被害想定調査の結果について】

〔配布資料：・青森市災害被害想定調査の結果について
・地区別防災カルテ
・防災カルテの使い方
・青森市災害被害想定調査報告書（概要版）〕

◆配付資料に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>青森市災害被害想定調査の結果について資料に沿って説明する。</p> <p><1. これまでの経緯></p> <p>東日本大震災以降、国においては、防災対策に関する基本的な計画である「防災基本計画」を見直し、地震・津波の想定に当たって、基本的な考え方として、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、対策を推進する」こととした。</p> <p>また、青森県では「平成 25 年度青森県地震・津波被害想定調査」を実施したところである。</p> <p>このような国や県の動向を踏まえ、より詳細に自然的条件、社会的条件や災害履歴などを反映した本市の被害予測を行うため、平成 26 年度から青森市全域を対象とした被害想定調査を実施した。</p>
-----	--

<2. 想定する災害の概要>

平成 25 年度の青森県地震・津波被害想定調査の結果を基に、太平洋側で発生する海溝型の地震と入内断層を震源とする内陸直下型の地震を想定して調査を行い、それぞれの特徴等については、資料のとおりとしている。

まず、太平洋側で発生する海溝型の地震は、東日本大震災と同様の規模である、モーメントマグニチュード 9.0 を想定している。

市の東部では震度 5 弱であるが、全体的として震度 5 強の範囲が広がっており、浪岡地区と西部沿岸部では、地質が砂礫、粘土層であることから、震度 6 弱が想定されている。

次に、発生する頻度は低いが、発生した場合には、青森市に最も甚大な被害をもたらす、入内断層を震源とする内陸直下型地震を想定しており、想定するモーメントマグニチュードは 6.7 の規模を想定している。

市内の震度は、西側沿岸部では震度 7 を最大とし、広い範囲で震度 5 弱から震度 5 強以上が想定される結果となった。

<3. 調査手法>

中央防災会議で示された被害予測手法や青森県における調査結果を踏まえた調査手法を採用し、結果については、市内の小中学校区を基本単位としてとりまとめている。

また、条件としては、災害発生の際及び時間帯を夏の昼 12 時に発生した場合、冬の 18 時に発生した場合、冬の深夜に発生した場合の 3 種類のケースに設定し、さらに、豪雪地、寒冷地における建物の特性や冬季の火気器具使用状況等についても考慮し、調査を行った。

<4. 被害予測結果の概要>

青森市全体の被害概要について、資料には、特に被害が大きいと予測される冬の 18 時のケースを掲載している。

特に被害の大きい入内断層による地震について、建物被害については、全壊被害としては揺れ・液状化による被害が 14,064 棟、津波による被害が 34 棟、地震火災による被害が 14,761 棟となっており、合わせて 28,859 棟の全壊被害が予測された。

同様に、揺れ・液状化による大規模半壊は 2,673 棟、揺

れ・液状化による半壊被害は 20,020 棟、津波による半壊被害は 1,268 棟となっており、合わせて 23,961 棟の建物が半壊等の被害が予測された。

人的被害は、死者数は、屋内での被害で 581 人、津波による被害で 1,872 人、火災による被害で 851 人、屋外での被害で 4 人、合わせて 3,308 人が死亡すると予測された。

負傷者については、6,999 人の被害が予測された。

<5. 減災対策>

災害に対し、建物の耐震化や家具転倒防止等の対策をとった場合の減災効果について検討した。

青森市内の建物の 95%が耐震化されると想定した場合、太平洋沖地震の場合、206 棟から 31 棟に、入内断層地震の場合は、13,826 棟から 3,737 棟に減少することが予測された。

また、建物被害の減少に伴い、死亡者数も太平洋沖地震では 13 人から 2 人へ減少し、入内断層地震で 900 人から 243 人へ減少することが予測された。

また、家具などの転倒防止措置を講じることで、太平洋沖地震で約 2 分の 1 に、入内断層地震では約 8 分の 1 に被害を抑えられることが予測された。

資料の 5 頁目には、津波に対する早期避難について検討した結果を掲載している。

避難行動が早ければ、被害率は小さくなり、太平洋沖地震では、夏の 12 時では、早期避難率が低い場合の津波による死者は 281 人のところ、避難開始を迅速化することにより、死者は 2 人になることが予測された。

なお、避難行動別の比率については、資料 4「青森市災害被害想定調査報告書（概要版）」の 32 頁に示しているが、早期避難率が低い場合は、すぐに避難する方が 20%、避難するがすぐには避難しない方が 50%、切迫避難あるいは避難しない方が 30%となっている。

なお、津波については、浸水想定区域のほとんどが 1メートル未満の浸水深であることが想定されているが、人的被害の想定に当たっては、最大の被害想定を行うため、浸水深 30センチメートル以上の津波が到達した時点で避難が完了できなかった方を全て、津波に巻き込まれたこととして被害を算出していることを補足する。

	<p><6. 防災課題の整理></p> <p>本市の防災上の主要な課題として、避難所不足の解消や避難所機能の確保などの 12 の課題を整理し、これらの課題については、効率的・計画的に課題の解消を図っていく必要があるものとしている。</p> <p><7. 地区別防災カルテ></p> <p>「地区別防災カルテ」は小学校区を基本単位として、計 47 地区分を作成している。</p> <p>その内容は、それぞれの地区の 1 枚目は、被害予測の結果とともに、避難所などの防災関連施設等の分布や人口、建物数などの現況をまとめたものとなっており、2 枚目については、それらを地図に示したものとなっている。</p> <p>本カルテについては、資料 3「防災カルテの使い方」及び資料 4「青森市災害被害想定調査報告書（概要版）」とともに、全 47 地区分を各支所や市民センター、青森市図書館等へ配付するほか、本日より、青森市ホームページへ掲載し、どなたでもご覧いただけるようにすることとしている。</p> <p><8. 今後について></p> <p>本調査結果については、各種広報手段を活用して市民に周知し、防災意識の醸成に努めてまいりたいと考えている。</p> <p>また、本調査で得られた知見をもとに、本市地域防災計画の改訂をはじめ、市の各種防災施策を検討する際の基礎資料として活用するなど、さらなる防災体制の充実に最大限努める。</p>
--	---

◆質疑等

鹿内会長	<p>災害被害想定調査に関する報告があったが、本件に関し、質問や意見等はあるか。</p>
<p>小森委員 (東日本電信電話株式会社青森支店)</p>	<p>資料 1（青森市災害被害想定調査の結果について）の 6 項目に防災課題が整理されている。</p> <p>その中に避難所機能や通信連絡体制に関する事項が項目として挙げられている。</p> <p>資料 4 の調査報告書概要版の 35 頁から 36 頁では、住民等への様々な情報伝達手段が掲載されており、その重要性については理解できるが、それに加え、避難所を開設した際に、避難して来た住民の方々が、情報を発信する仕組みを整備していく必要があるのではないかと考えている。</p> <p>東日本大震災の経験から、岩手や宮城では特設公衆電話の</p>

	<p>設置を現在進めており、把握している件数としては、約6割から7割ぐらいの自治体が、事前に特設公衆電話などを設置する動きをしていると聞いている。</p> <p>青森県内では、それが3割に満たない状況であるので、そうした取り組みについても、検討を進めていただきたい。</p>
事務局	<p>ご意見のあった特設公衆電話については、避難所に来た方々の連絡の手段として、大変有効であると考えていることから、現在検討しているところである。</p>
鹿内会長	<p>他に意見等はないか。よろしいか。</p>

【報告2：活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律に係る本市の状況について】

〔配布資料：活動火山対策特別措置法の一部を
改正する法律に係る本市の状況について〕

◆配付資料に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p><改正の経緯></p> <p>平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火災害の教訓や火山災害の特殊性などを踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制を整備することとして、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」が平成27年12月10日に施行された。</p> <p><法律の概要></p> <p>噴火対策を推進するに当たり、警戒避難体制を特に推進すべき地域として、火山活動を常時観測する必要のある周辺の地域を「火山災害警戒地域」として指定することとした。</p> <p>火山災害警戒地域に指定された場合、関係する都道府県及び市町村は、气象台や火山の専門家で構成される火山防災協議会を設置することとなる。</p> <p>また、設置された協議会において、噴火警戒レベルの設定や避難場所、避難経路等の避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議を進めていくこととなる。</p> <p><八甲田山の現状と今後の流れ></p> <p>現在、国においては、八甲田山について、常時観測火山として追加するため、監視体制を強化することとして整備が進められているところであり、八甲田山が噴火した場合</p>
-----	---

	<p>に影響を受ける、青森市と十和田市が「火山災害警戒地域」に指定される見込みである。</p> <p>八甲田山については、「八甲田山火山防災協議会」がすでに県を中心として平成25年9月に設置されているが、今後、国から「火山災害警戒地域」の指定を受けた場合、活動火山対策特別措置法に基づく、火山防災協議会が設置されることとなる。</p> <p>本市は、火山防災協議会の構成市として、警戒避難体制の整備などにかかる協議を進めていくこととなる見込みである。</p> <p>火山対策については、(法に基づき設置される)「八甲田山火山防災協議会」の意見を踏まえ、青森市地域防災計画へ反映することとなることから、当防災会議と連携し、今後も防災体制の強化に努めて参りたいと考えている。</p>
--	---

◆質疑等

鹿内会長 太田委員 (青森地方気象台)	<p>報告案件2に対し、委員から意見等があれば、発言願う。</p> <p>最近の八甲田山の状況等について、説明させていただく。</p> <p>八甲田山は、3年前の2013年の2月ごろ、大岳山頂付近で、火山性の地震が一時的に増加したところである。</p> <p>そして2月から10月ごろにかけて、微弱ではあるが、山体が膨張するような地殻変動が見られ、その後は、落ち着いた状況が継続していた。</p> <p>最近では、八甲田山周辺で散発的な地震活動はあるものの、地殻変動等はなく静穏な状況が続いており、噴火の兆候などは見られない状況となっている。以上である。</p>
鹿内会長	<p>青森地方気象台の太田委員から火山に関する報告をいただいた。</p> <p>報告案件2の火山に関する事項のほか、報告1の災害被害想定調査に関する内容についても含め、他に質問等はあるか。</p>
鈴木委員代理 (日本銀行四谷委員の代理出席)	<p>2つの報告案件に関連した質問をさせていただく。</p> <p>まず1つ目は、青森市の災害被害想定調査を見直したということで、これに伴い、ハザードマップを見直す考えはあるか伺いたい。</p> <p>2つ目は、火山の関係で、常時観測火山に指定された場合、今後、協議会を作り、その中でハザードマップや避難計画を作られると思うのだが、想定しているスケジュールを教えてください。</p>

事務局	<p>1 点目のハザードマップについては、今回の被害想定によって、各種災害への警戒区域等の範囲が変わるわけではないため、被害想定調査の結果を受け、新たにハザードマップを作ることは考えていない。</p> <p>今回作成した地区別防災カルテは、これまでの津波に関するハザードマップの浸水想定域と河川洪水による浸水想定域、また土砂災害警戒区域等を示し、まとめたものとなっているので、現段階ではそれをご活用していただければと考えている。</p> <p>2 点目についてであるが、常時観測火山については、現在 47 の常時観測火山に新たに 3 つ追加される予定となっており、その追加される中に八甲田山が含まれている。</p> <p>常時観測火山に追加される条件とされている常時観測するための機器の整備については、現在、気象台にて行っていると聞いている。</p> <p>その整備が整った段階で常時観測火山へ指定されることとなるが、一方、警戒区域の指定については、常時観測火山への指定を見据え、先に指定されることになるかと聞いており、見込みが早ければ今年度内に指定される可能性がある。</p> <p>先ほど、気象台の太田委員からも情報提供があったが、八甲田山については 2013 年に火山性微動が一時的に高くなったという事象があり、それを踏まえ、八甲田山については、任意の協議会として、八甲田山火山防災協議会をすでに立ち上げているところである。</p> <p>現在の協議会については、常時観測火山に移行した際に、新しい体制へと見直すことになると思うが、その協議会の中で、噴火警戒レベルの導入についても検討しながら、来年度以降、具体的な避難計画等についても策定する予定と考えている。</p>
鹿内会長	<p>よろしいか。ほかにないか。</p>
鈴木委員代理 (日本銀行四谷委員の代理出席)	<p>もう一点、伺いたい。</p> <p>ハザードマップの見直しは行わず、地区別の防災カルテを使っていたらいいとのことだが、防災カルテについては、例えば、毎年見直すなど、定期的に見直すことになるのか。</p>
事務局	<p>地区別防災カルテについては、これまで出されたハザードマップの情報が含まれたものとなっている。</p> <p>このカルテにおける施設情報などは、随時変わる可能性はあるが、それらの情報を毎年更新することは考えていない。</p> <p>改めて災害被害想定調査を実施した際には、更新すること</p>

	になると考えている。
鈴木委員代理 (日本銀行四谷委員の代理)	次の調査は、不定期というか、なにか大きなきっかけがあった場合にやるという認識でよいのか。
事務局	現時点では未定であるが、今後また国や県などの政策や方針が変わった段階で、新たな調査を行うことも考えられる。
鹿内会長	よろしいか。ほかにあるか。
高西委員 (青森市危機管理監)	<p>市では、以前から青森市津波ハザードマップを作成しており、作成したものはこちらである。 (ハザードマップを広げ、一同へ提示した。)</p> <p>このハザードマップは、市役所で希望者の方へ配付している。</p> <p>このマップの中で、黄色と緑色など、着色されている範囲が、津波による浸水が予測される区域である。</p> <p>今回の調査については、あくまでも既存の調査結果を活用して、その被害を調査するために実施しており、津波の浸水想定区域など、災害への警戒区域を変更するものではない。</p> <p>また、(地区別防災カルテに掲載されている) 河川の浸水想定区域についても、同様に、これまでのハザードマップの情報をまとめたものであり、区域を変えたわけではない。</p> <p>津波については、以前、本市で実施した被害想定調査(平成11年度及び平成17年度)では、津波の浸水等は想定されていなかったが、それ以降、津波による浸水等の可能性があることが、県の調査などで明らかになってきたところである。</p> <p>よって、今回の調査では、新たに明らかとなった津波浸水想定区域などの情報を踏まえ、改めて被害想定調査を実施した結果、津波による被害として、死者数や負傷者などの被害が生じる可能性があることが明らかになったものであるが、津波の浸水想定区域そのものについて、この調査によって見直されたわけではないので、その点について、ご理解いただきたい。</p>
鹿内会長	ほかにはないか、よろしいか。

(4) 閉会

各団体への今後の協力を依頼し、閉会。